

12. 施工中の対応

12-1. 環境への配慮

施工中における一般的な配慮項目としては工事車両の通行、騒音、振動、汚水等があげられる。配慮項目に関する対策例を表 12-1-1 に示す。

表 12-1-1 一般的な配慮項目に関する対策例

区 分	配 慮
車両通行に関する対策	・沿道待機を行わないような配車 ・住宅地を避けるルートの設定 ・敷地内での洗車 等
騒音、振動に関する対策	・低騒音重機の使用 ・防音壁の設置 等
汚水に関する対策	・敷地内への沈砂池の設置 等

なお、千葉県環境影響評価条例の技術指針第 13 条においては、環境影響がない、もしくは軽微である場合以外は、環境保全措置を実施することと定められている。

また、同条例の技術指針第 14 条において、評価書に記載された内容に基づき施工中の環境状況を調査することとされている。

次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業においては、法令等に従い、施工中の環境影響がないよう、環境保全措置及び調査に努めるものとする。

12-2. 住民への情報提供

(1) 施工中

施工中の周辺住民に対する情報提供については、騒音・振動表示観測装置、工事週間工程表を現場に設置することや、インターネット、広報紙等で工事の進捗を報告することなどを行う。



出典：株式会社レックスホームページ
騒音振動表示観測装置 SVD-210（ソーテック）

図 12-2-1 騒音振動表示観測装置

船橋市 Funabashi City

音声読み上げ 文字サイズ 縮小 標準 拡大 配色 白黒 通常 よみがな つける はずす

Translate キーワードで探す 検索

暮らし・手続き 子ども・教育 健康・福祉・衛生 まちづくり・環境保全 産業・事業者向け 市政・市の紹介

現在の場所: トップ > 暮らし・手続き > ごみ・リサイクル > ごみ処理施設に関する情報 > 南部清掃工場建設工事の進捗状況について

南部清掃工場建設工事の進捗状況について

ツイート 更新日:平成29(2017)年12月18日(月曜日) ページID:P046897 印刷する

完成予想図

多様化する時代のニーズに対応する清掃工場の建設を進めております。ごみを焼却する際発生する熱(蒸気)を利用した発電を行い、清掃工場の電気をまかない、余った電気を売電することにより、再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

「ごみ処理施設に関する情報」の他の記事

- 7月20日木曜日「ふなばしメグスバ」温浴施設の利用を再開します
- 「ふなばしメグスバ」レジオネラ菌の検出による温浴施設の利用休止について
- 北部清掃工場余熱利用施設「ふなばしメグスバ」施設概要について(休館日について)

出典：船橋市ホームページ、南部清掃工場建設工事の進捗状況について
 図 12-2-2 インターネットでの工事進捗の公開例

(2) 稼働中

稼働中の周辺住民に対する情報提供については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において維持管理状況の情報の公開が義務付けられている。

公表方法は、インターネットその他の適切な方法により公表することとされており、幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするという視点からは、原則としてインターネットを利用する方法が望ましいとされている。

ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じて CD-ROM を配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについても、「その他の適切な方法」による公表の方法と見なされる。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

第八条の三

（中略）

2 第八条第一項の許可（中略）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

表 12-2-1 公表が必要な事項

項目	焼却施設		
	右記方式以外	ガス化改質方式	電気炉等
イ 廃棄物の各月ごとの種類及び数量	○	○	○
ロ 測定に関する事項			
燃烧ガスの温度	○	○	○
集じん器に流入する燃烧ガスの温度	○	○	○
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	○		
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度	○		
固形燃料に関する事項	○		
ハ ばいじんの除去を行った年月日	○	○	○
ニ 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項			
ダイオキシン類	○	○	○
硫黄酸化物	○	○	○
ばいじん	○	○	○
塩化水素	○	○	○
窒素酸化物	○	○	○
ホ 固形燃料保管設備内の清掃を行った年月日	○		

また、吉田区と本組合により締結した「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」（平成 29 年 3 月 22 日）において、周辺地域の大气、水質、土壌等の環境を的確に把握するため定点観測を実施することとし、観測項目、観測頻度、観測場所等については、今後の吉田区との協議の上、決定することとされている。

観測場所については、環境影響評価における調査地点や、環境影響評価において評価する大气汚染物質の最大着地濃度出現地点などを考慮して決定する。

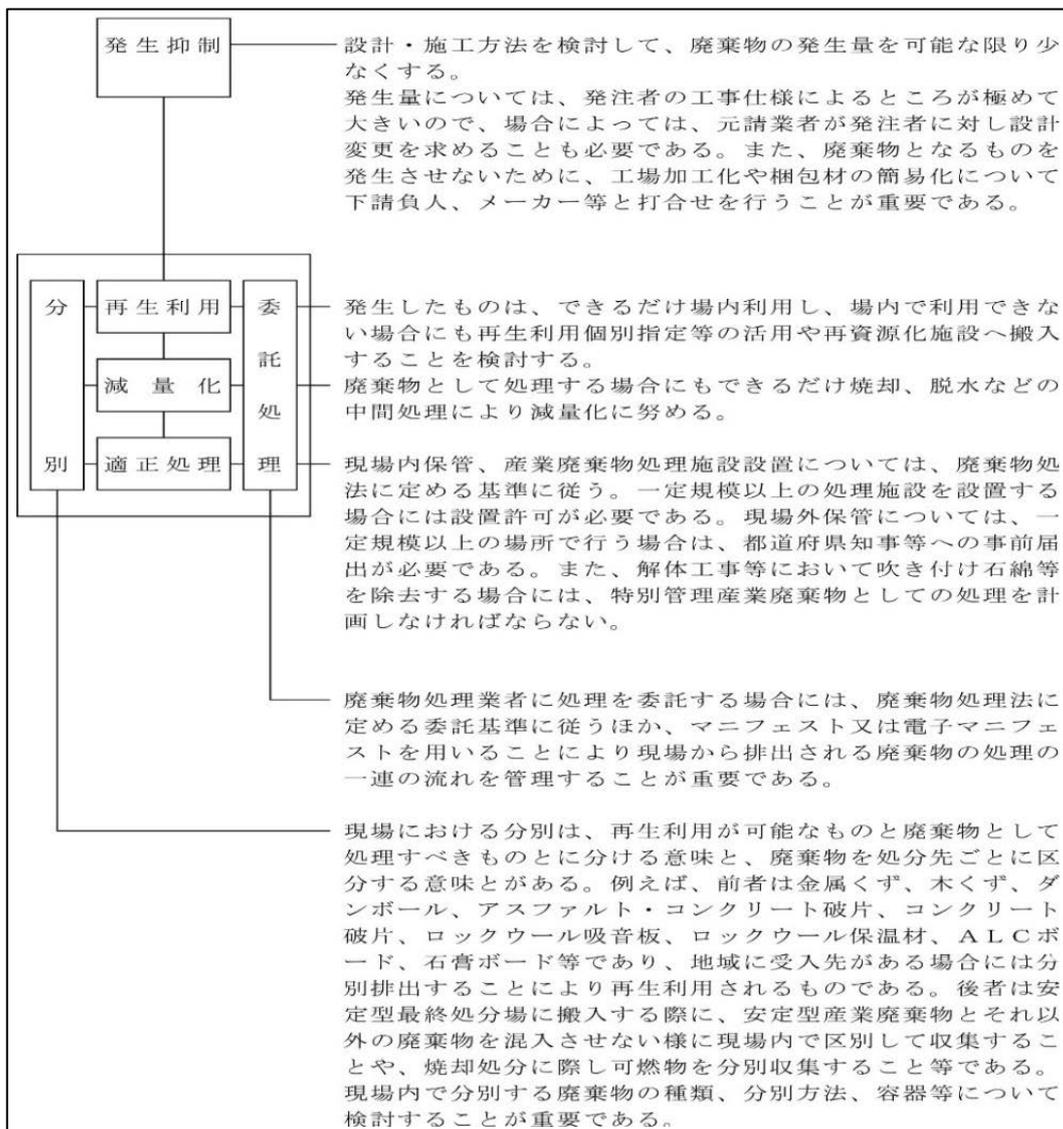
12-3. 廃棄物

施工中に発生する廃棄物については、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」に、適正処理及び発生抑制の指針が示されている。次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業においても、同指針に基づき適正処理及び発生抑制に努めるものとする。

一般的に、建設工事に伴い発生する廃棄物は、次の特徴がある。

- ・発生場所が一定しない
- ・発生量が膨大である
- ・混合状態で排出される場合が多い
- ・明確に分別すれば再生可能なものが多い
- ・下請け構造により、取扱い者が多数存在する

同指針では、元請事業者が排出事業者であることを明示し、元請事業者が中心となって、発注者、下請業者、処理業者との協力体制を整備し、廃棄物の発生抑制、再生利用を推進することとされている。図12-3-1に示す処理計画の考え方等を参考とする。



出典：建設廃棄物処理指針（平成22年度版）

図12-3-1 処理計画の考え方

12 - 4. 伐採・抜根樹木の処理

建築工事に伴い発生する伐採・抜根樹木は、建設業に係る木くずとして扱われることが、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」に示されており、産業廃棄物として適正な処理が必要となる。

また、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた伐採・抜根樹木及び末木枝条の取扱について」（平成11年11月10日 各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）において、工事現場で、自然還元、建築資材等として利用することは、廃棄物処理法における「自ら利用」に該当することから、廃棄物として規制されないとされており、「自ら利用」の例としては、土留め材、舗装材・法面侵食防止材（チップ化）等がある。なお、製材用材等として有価で取引する場合も、廃棄物とは見なされないとされている。

指針等ではこうした解釈があるが、用地買収に伴う損失補償との整合も必要なことから、伐採・抜根樹木の処理については、今後、有効利用を基本に次の検討を行い、環境保全に努める。

- ・伐採・抜根樹木の製材用材等として売却
- ・建設用地での利用
- ・産業廃棄物処理

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条(以下「根株等」という。)は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用等することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和四六年一〇月二五日付け環整第四五号厚生省環境衛生局環境整備課長通知(以下「課長通知」という。)の記第一の一でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材等として利用する場合については、別紙「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

出典：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について